

## 地域コミュニティ振興事業 募集要項

### 1 趣旨

この要項は、地域コミュニティ振興事業の募集のために必要な事項を定めるものとする。

### 2 対象事業

補助金交付の対象となる事業は、国、県又はその他の補助制度等既定の助成制度では採用される見通しのないものに限るものとし、原則として1団体につき1会計年度に1事業とする。

### 3 対象としない事業について

- (1) 政治、商行為など特定の目的のあるもの  
(特定の企業、団体、個人等の売名、利益供与等の行為)
- (2) 神社など宗教に深く関わりのあるもの（宗教的活動及び宗教行事）
- (3) 公共団体等で行うべきもの
- (4) 団体が継続的に行っている定着したイベント、行事等で、本事業の助成がなくとも所期の目的をおおむね達成できるもの

### 4 対象経費

補助の対象となる経費は、補助事業の実施に要する経費のうち、次の各号に掲げるものを除いた経費とする。

- (1) 団体等の運営に係る恒常的経費
- (2) 団体等の構成員による会合の飲食費
- (3) 団体等の構成員に対する人件費及び謝礼
- (4) 領収書等の証拠書類のない経費

### 5 手続き方法

補助金の交付申請をする場合、あらかじめ事業計画書、収支予算書（予算の積算書、見積書）、団体調書等を提出するものとする。

### 6 事業の決定について

事業の決定に当たっては、目的に沿った事業であることのほか次の点を重視する。

- (1) 新たな地域づくりが期待できる先導的な事業である
- (2) 目標が明確であり、地域の課題解決や活性化に繋がる事業である
- (3) 事業を確実に遂行できるような計画内容である
- (4) 事業費が適正である

### 7 補助金の交付について

- (1) 補助金は千円単位とし、それ以下は切り捨てる。
- (2) 会計処理に当たっては、団体の代表者名の口座を設けるとともに、帳簿により適正な管理及び執行に努めること。また、提出書類に使用する印鑑は、すべて同一のものを使用すること。